## <u>商品概要説明書</u>

## メリットツー

(2022年11月29日現在)

1. 商品名	○スーパー定期貯金
(愛 称)	「メリットツー」
	※ "おまとめサービス機能"と"一部解約機能"がついた定期貯金です。
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期 間	○定型方式1年、3年
	※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとし
	ます。
4. 預入方法	
(1) 預入方法	○一括預入
	<ul><li>○メリットツー(基準定期)預入後に、おまとめ対象としての定期を随時預入でき、 自動的に合算させていくことができます。</li></ul>
	<ul><li>□動的に音算させていくことができます。</li><li>○すでに預入されている同一通帳内の自動継続型のスーパー定期・期日指定定期は</li></ul>
	自動的におまとめ対象定期となり、メリットツー(基準定期)に合算させていく
	ことになります。
	○メリットツー(基準定期)を預入した定期通帳に、ATMで新しく定期貯金を預
	入する場合は、おまとめ対象定期が預入されます。
(2) 預入金額	○1円以上
(3) 預入単位	○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻しができます。
	○一部支払いの取扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後の応答日
	以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払い
	が可能です。ただし、基準定期の利率に設定されている金額階層を割る一部支
C All E	払はできません。
6. 利 息 (1) 適用金利	   ○預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこ
(1) 顺川亚州	の定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払方法	○満期日以後に一括して支払います。 (期間が1年の場合)
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(期間が3年の場合)
	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算を
	します。
(4) 税 金	○20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※ の分離課税となります。
(-) A 4114 19	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の	○金利は店頭に表示しています。
入手方法	
7. 手数料 8. 付加できる	○「おまとめサービス機能」
特約事項	<ul><li>○「ねまとめりーとへ機能」</li><li>前記4. (1)の預入方法を参照。</li></ul>
小小小五七台	
	満期日を待たずに据置期間経過後に1万円以上1円単位で貯金の一部を解約
	することができます。
	○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レ
	スロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただく
	サービス)がご利用になれます。

9. 中途解約時	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)に
の取扱い	より計算した利息とともに払い戻します。
(一部解釈を含む)	(1)預入日の1か月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満
	期日としたこの貯金の場合
	①6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6 か月以上 1 年未満 ····· 約定利率×50%
	③1年以上3年未満 ······ 約定利率×70%
	(2)預入日の3年後の応答日から3年1か月後の応答日の前日までの日を満期
	日としたこの貯金の場合
	①6か月未満 解約日における普通貯金利率
	② 6 か月以上 1 年未満 ······ 約定利率×40%
	③1年以上1年6か月未満 ······· 約定利率×50%
	④1年6か月以上2年未満 ······· 約定利率×60%
	⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 ······· 約定利率×70%
	⑥2年6か月以上3年1か月未満 約定利率×90%
	○中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることが
	あります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率に
	より計算した利息額との差額を定期貯金元金から精算します。
10. 貯金保険制度	<ul><li>○保護対象</li></ul>
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第一
( ) ( ) ( ) ( )	51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無
	利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)
	を除く。)と合わせ、元本1、000万円とその利息が貯金保険により保護され
	ます。
11. 苦情処理措置	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
および紛争解	しては、当JA本支店または苦情等受付窓口(電話:055-9
決措置の内容	57-8028)にお申し出ください。当JAでは規則の制定な
	ど苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、
	苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)で
	も、苦情等を受け付けております。
	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。上記当JA苦情等受付窓口またはJAバン
	ク相談所にお申し出ください。
	静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を
	通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出
	ください。)
12. その他参考と	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算
なる事項	します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAふじ伊豆